

# 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

カノア訪問看護ステーション

# カノア訪問看護ステーション 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を提供させていただくに際し、西宮市条例に基づいて、契約を締結する前に、知っておいていただきたい当事業所の内容を説明させていただきます。

## 1. 訪問看護を提供する事業者について

事業所名称	株式会社アユズ
代表者名	赤在 茂美
本社所在地	西宮市名塩平成台35番地10
電話番号	078-903-0355
法人設立年月日	2012（平成24年）8月8日

## 2. ご契約者へ訪問看護サービス提供を担当する事業所について

### （1）事業所の所在地など

事務所の名称	カノア訪問看護ステーション
介護医療院指定事業所番号	2860991062
指定年月日	令和 3年 9月 1日
管理者氏名	岡本 剛
事業所所在地	西宮市山口町上山口3丁目3番11号
電話番号	078-904-0017
FAX番号	078-904-0038
通常の事業の実施地域	西宮市 宝塚市 神戸市 三田市

### （2）事業の目的、運営方針

事業の目的	要介護状態等と認定されたご契約者にたいして、訪問看護を提供し、居宅においてご契約者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	24時間体制で、ご契約者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、ご契約者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます

(3) 職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管理者	<p>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</p> <p>2 訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書」という。）及び訪問看護報告書又は介護予防訪問看護報告書（以下「訪問看護報告書」という。）の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</p> <p>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	常勤 1 名
看護師	<p>1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</p> <p>2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等へ説明をして同意を得ます。</p> <p>3 利用者へ訪問看護計画を交付します。</p> <p>4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</p> <p>5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。</p> <p>6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。</p> <p>7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。</p> <p>8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</p>	常勤 2 名
准看護師	<p>1 訪問看護計画に基づき指定訪問看護サービスを提供します。</p> <p>2 訪問日と提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</p>	必要に応じて配置
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士等	<p>1 訪問看護計画に基づき指定訪問看護サービスを提供します。</p> <p>2 訪問日と提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</p>	必要に応じて配置

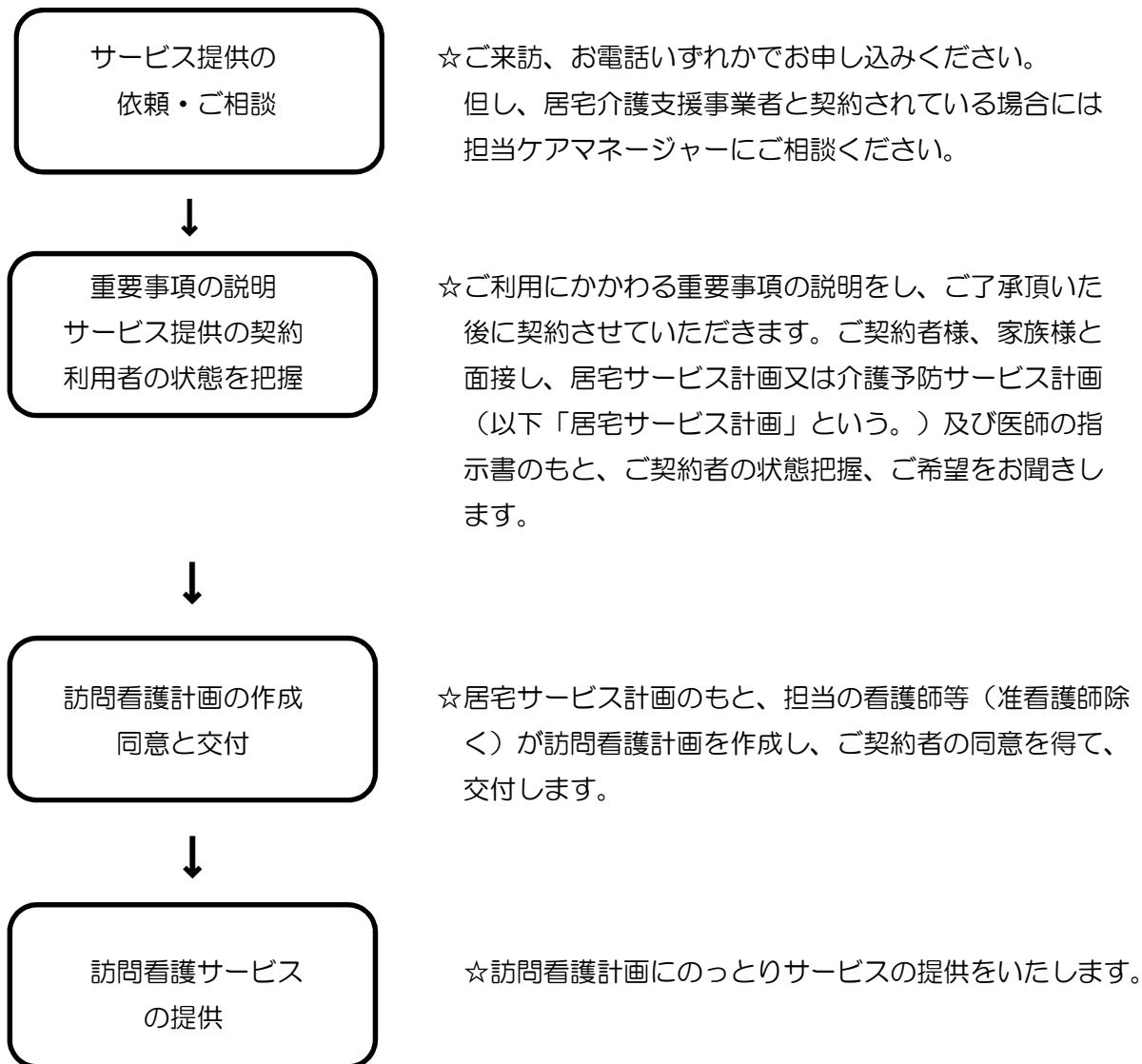
(4) サービス提供日時

営業日	月曜日～金曜日
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00
サービス提供時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00

※ 上記営業日時及びサービス提供時間の他、契約者の状態に応じて、緊急時訪問看護加算契約利用者に対して24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

### 3. サービスの利用方法

#### (1) サービスの開始までの流れ



#### (2) サービスの終了

ご契約者は、事業所に対して、文書で通知することにより、7日以上の予告期間を持って届出することにより、予告期間満了日をもって契約は解除されます。

但し、ご契約者の急変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、契約終了希望日の1週間以内の通知でもこの契約を解除することが出来ます。

## 4. 利用料金

### (1) 利用料

介護保険からの訪問看護サービスを利用する場合は、自己負担額は原則として基本料金の1~3割です。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

#### 介護保険料金表 【 要介護 】

※ ( ) 内の金額は1割負担で算出した自己負担額になります。 (1回につきの料金)

所要時間	単位数	基本料金	単位数	夜間・早朝	単位数	深夜料金
20分未満 訪問看護 I 1	314	3,469円 (347円)	392	4,331円 (433円)	470	5,194円 (519円)
30分未満 訪問看護 I 2	471	5,204円 (520円)	588	6,498円 (649円)	705	7,791円 (779円)
30分以上1時間未満 訪問看護 I 3	823	9,094円 (909円)	1,028	11,359円 (1,136円)	1,232	13,617円 (1,361円)
1時間以上1時間30分未満 訪問看護 I 4	1,128	12,470円 (1,247円)	1,410	15,556円 (1,556円)	1,688	18,698円 (1,869円)
30分未満 訪問看護 I 5 理学・作業療法士・言語聴覚士	294	3,249円 (324円)	367	4,053円 (405円)	440	4,862円 (486円)

※夜間 (18:00~22:00) 早朝 (6:00~8:00) 25%加算 深夜 (22:00~6:00) 50%加算

#### 介護保険料金表 【 要支援 】

※ ( ) 内の金額は1割負担で算出した自己負担額になります。 (1回につきの料金)

所要時間	単位数	基本料金	単位数	夜間・早朝	単位数	深夜料金
20分未満 予防訪問看護 I 1	303	3,348円 (334円)	378	4,176円 (417円)	453	5,005円 (500円)
30分未満 予防訪問看護 I 2	451	4,983円 (498円)	563	6,221円 (622円)	675	7,458円 (745円)
30分以上1時間未満 予防訪問看護 I 3	794	8,773円 (877円)	990	10,939円 (1,093円)	1,188	13,127円 (1,312円)
1時間以上1時間30分未満 予防訪問看護 I 4	1,090	12,044円 (1,204円)	1,359	15,016円 (1,501円)	1,631	18,022円 (1,802円)
30分未満 予防訪問看護 I 5 理学・作業療法士・言語聴覚士	284	3,138円 (313円)	354	3,911円 (391円)	425	4,696円 (469円)

※夜間 (18:00~22:00) 早朝 (6:00~8:00) 25%加算 深夜 (22:00~6:00) 50%加算

#### その他のサービス加算料金

※ ( ) 内の金額は1割負担で算出した自己負担額になります。 (1回につきの料金)

サービス内容	単位数	料金
訪問看護初回加算Ⅰ	350単位/1月につき	3,867円(386円)
訪問看護初回加算Ⅱ	300単位/1月につき	3,315円(332円)
緊急時訪問看護加算Ⅰ 1	600単位/1月につき	6630円(663円)
緊急時訪問看護加算Ⅱ 1	574単位/1月につき	6,342円(635円)
訪問看護特別管理加算Ⅰ	500単位/1月につき	5,525円(553円)
訪問看護特別管理加算Ⅱ	250単位/1月につき	2,762円(277円)
★訪問看護ターミナルケア加算	2,500単位/死亡月につき	27,625円(2,210円)
訪問看護退院時共同指導加算	600単位/1回につき	6,630円(663円)
★訪問看護介護連携強化加算	250単位/1月につき	2,762円(277円)

(注1) ★予防訪問看護には該当しません。

- ① 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご契約者のケアプランに定められた時間を基準とします。
- ② 西宮市の地域単価は11.05円です。
- ③ ご契約者に保険料などの滞納がある場合は、介護保険適用であっても一旦利用料は全額自己負担となります。当事業所はサービス提供証明書を発行いたします。
- ④ 医療保険での請求の場合は、医療保険法に定める個人負担額の割合に応じます。
- ⑤ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問看護を提供する場合は、利用開始時及び状態変化等に合わせて看護職員が定期的に訪問を行うことで適切な評価を含めて計画書・報告書を連携して作成します。

## (2) 交通費

- ・ 当事業所のサービス提供実施地域へのサービス提供の場合は無料です。
- ・ 当事業所のサービス提供実施地域以外の場合は、通常の実施地域を超えた時点から要した交通費の実費を請求させて頂きます。

## (3) 料金の請求及びお支払方法 (契約書第9条)

利用料・その他 費用の請求方法	毎月月末で請求を締め切り、翌月15日までに請求書を発行します。請求書は郵送もしくはご自宅に持参します。
お支払い方法	①口座振替(リコーリース毎月20日引落し) ②現金にてお支払いを希望される場合は、集金袋を用意しますので、おつりが無いよう準備をして頂き、請求月の25日までにお支払いください。
領収書の発行	①口座引落が完了した月の月末までに領収書を発行します。 ②集金が完了しましたら領収書を後日お届けします。

## (4) キャンセル料

ご契約者の都合により、サービスの利用をキャンセルする場合は、サービス実施日の前日までに事業所に申し出てください。ご契約者の急変、急な入院等のやむを得ない事由がある場合も想定

されますのでキャンセル料は徴収しませんので早めの連絡をお願いします。

#### （5）利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合はサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。
- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

### 5. 要介護認定等を受けておられない方の利用料

（1）サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。事業所は「サービス提供証明書」を発行します。要介護認定などの結果が出た後、自己負担額を除く金額が、介護保険からご契約者に払い戻されます。（償還払い）但し「暫定居宅サービス計画」が作成されている場合は、自己負担分のみお支払いいただきます。

（2）要介護、要支援の認定を受けても、「暫定居宅サービス計画」が作成されてない場合サービス利用料の全額を一旦お支払いいただき、償還払いとなります。

（3）認定結果が「自立」の場合は、「暫定居宅サービス計画」の作成有無にかかわらず、全額自己負担となります。

### 6. サービスの利用に関する留意事項

#### （1）サービス提供を行う訪問看護師

サービス契約時に、担当の訪問看護師を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。

#### （2）訪問看護師の交替

##### ① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出することができます。ただし、ご契約者から特定の訪問看護師の指名はできません。

##### ② 事業者からの訪問看護師の交替

事業者の都合により訪問看護師を交替することがあります。訪問看護師を交替する場合ご契約者及びご家族等に対しサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

#### （3）サービス実施時の留意事項

##### ① 定められた業務以外の禁止

契約者は訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼する事はできません。

##### ② 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

##### ③ 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

#### （4） サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

#### （5） 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医師の指示以外の医療処置
- ② 訪問看護計画以外のサービスの提供
- ③ ご契約者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品の授受
- ④ ご契約者ご家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒及び喫煙
- ⑥ ご契約者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑦ その他ご契約者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

### 7. 虐待防止のための取り組みについて

事業者は利用者等の人権擁護、虐待防止等のため、次に掲げる通り必要な措置を講じています。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果については各職員や関係各所に周知します。
- （2）虐待防止のための指針を整備しています。
- （3）職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施しています。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を定めています。

虐待防止に関する責任者	管理者 岡本 剛
-------------	----------

### 8. 緊急時の対応

サービスの提供中にご契約者の容態の変化等があった場合は、ご契約者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
損害保険名称	訪問看護事業者賠償責任保険

### 9. 記録の整備

当事業所では、利用者に対する訪問看護サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保管します。

※完結の日とは、個々の利用者が契約終了（契約の解約・解除、施設入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指します。

## 10. 身分証の提示

当事業所の職員は、常に身分証を携行し初回訪問時やご利用者、ご家族様から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

## 11. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 12. サービスに関する相談・要望・苦情申立（契約書第24条）

### （1）苦情の受付

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所のご契約者相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。

事業所の窓口 カノア訪問看護ステーション 管理者 岡本 剛	所在地：西宮市山口町上山口3丁目3番11号 電話番号：078-904-0017 FAX番号：078-904-0038 受付時間：9：00～18：00
-------------------------------------	---

### （2）行政機関その他苦情受付機関

市町村（保険者）の窓口 西宮市役所健康福祉局法人指導課	所在地：西宮市六湛寺町10-3 電話番号：0798-35-3082（直通） FAX番号：0798-34-5465（直通） 受付時間：平日9：00～17：30（土日祝は休み）
公的団体の窓口 兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地：神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 電話番号：078-332-5617 受付時間：8：45～17：15（土日祝は休み）

## 13. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載されている内容に変更が生じた場合は、変更内容について、ご契約者さまご家族様に対して、書面を交付し、口頭で説明したうえで同意を頂くこととします。

## 14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

当事業所では、提供するサービスの第三者評価の実施は行っておりません。

## 15. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

●上記内容について、「西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

法 人 名	株式会社アユズ	
事業所名称	カノア訪問看護ステーション	
事業所所在地	西宮市山口町上山口3丁目3-11	
管 理 者 名	管理者 岡本 剛	(印)
説 明 者 名	(印)	

●上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し重要事項説明書の交付を受けました。

利 用 者	住 所	
	氏 名	

ご 家 族	住 所	
	氏 名	続柄：
	連絡先	

代 理 人	住 所	
	氏 名	続柄：
	連絡先	